

令和5年度 大阪市都市プロモーション動画制作業務委託  
事業者募集要項（公募型プロポーザル）

1 業務名称

令和5年度 大阪市都市プロモーション動画制作業務委託

2 業務内容に関する事項

（1）業務目的

本市では、大阪市内への投資促進や都市開発のさらなる促進を図ることを目的とした都市開発プロモーションを実施している。大阪市内の開発の中心となるエリアのまちづくりの魅力を紹介するプロモーション動画「City of Osaka」を制作し、都市プロモーションの機会にその放映を行うとともに、ホームページ上で動画を配信している。（大阪市政策企画室の公式 YouTube チャンネルに掲載中）

現在使用している動画を平成28年度に企画・構成して以降、大阪市内の都市開発が大きく進捗してきたことから、より効果的な都市プロモーションを行うためにも、近年の都市開発の動向を反映した新たな動画制作を行う。

（2）業務内容

別紙「仕様書」のとおり

3 契約条件等に関する事項

（1）契約期間

契約日～令和6年1月26日

（2）予算規模（契約上限額）

金2,816,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（3）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

（4）履行場所

本市指定場所

4 契約に関する事項

（1）契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

また、本市は契約締結後においても受注者が本提案における失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約保証金

「大阪市契約規則」第37条第1項第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。

(4) 業務委託契約書

別紙「業務委託契約書(案)」参照

※「業務委託契約書(案)」は現時点での案であり、今後変更となる場合がある。

(6) 再委託について

ア 業務等の全部を一括して、または次の主たる部分を第三者に再委託することはできない。

(主たる部分)

- ・ 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- ウ 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- エ 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等(以下「再委託先等」という)から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託(以下「再々委託等」という)するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- オ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- カ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手

方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

#### (7) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

### 5 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 応募時点から過去5年以内に官公庁または民間企業等において、自治体や商品・サービス等をPRする動画を提案し、制作した実績（1契約につき2,000,000円以上）があること。
- ③ 公募型プロポーザル参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく指名停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。また、同要綱別表に掲げるいずれの措置要綱にも該当しないこと。
- ④ 公募型プロポーザル参加申出時において、会社再生法に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされたものでないこと。
- ⑤ 直近1事業年度の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- ⑦ その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- ⑧ 令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿（業務委託）に、大分類（04 映画等制作・広告・催事、印刷）中分類（01 映画・ビデオ制作）で登録していること。
- ⑨ 事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件を全て満たすときに限り可能とする。

ア 各事業者は、共同体の代表者となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は業務の遂行に責任を持つことができる事業者とすること。

イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。

ウ 構成員すべての事業者が上記①～⑦の基準すべてを満たしていること。

エ 代表者とならない事業者にあたっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

オ 参加者申出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書にはそれぞれ

れの事業者の役割分担が詳細かつ明確に記載されていること。

## 6 スケジュール

・ 公募開始	令和5年8月31日(木)
・ 参加申請関係書類の提出期限	令和5年9月14日(木)
・ 提案書の提出者決定通知	令和5年9月15日(金)
・ 質問受付締切	
参加申請書及び参加資格審査資料に関する事項	令和5年9月7日(木)
提案書に関する事項	令和5年9月25日(月)
・ 企画提案書の提出期限	令和5年10月6日(金)
・ プレゼンテーションの開催予定日	令和5年10月20日(金)
・ プレゼンテーションの開催予定日(予備日)	令和5年10月13日(金)
・ 選定結果通知	令和5年10月下旬
・ 契約締結・事業開始	令和5年10月下旬
・ 事業完了	令和6年1月26日(金)

## 7 受託者の選定にあたっての手続き等に関する事項

### (1) 書類の交付

#### ①交付書類

- ア 募集要項(本文書)
- イ 仕様書
- ウ 業務委託契約書(案)
- エ 参加申請書
- オ 誓約書
- カ 業務委託特別共同企業体結成届
- キ 業務委託特別共同企業体協定書(例)
- ク 実績報告書
- ケ 提案書の作成について
- コ 提案書(様式1-様式4)

#### ②交付書類交付期間

令和5年8月31日(木)から令和5年9月14日(木)まで

(本庁開庁日 午前9時～午後5時30分(午後0時15分～午後1時を除く))

#### ③交付書類交付場所等

下記「8(2) 提出先、問い合わせ先」参照

- ・大阪市ホームページ

掲載ページ(予定):「産業・ビジネス」>「入札契約情報」>

「業務委託入札等情報(測量・建設コンサルタント等含む)」>

「プロポーザル方式等発注案件」>

「計画調整局 プロポーザル方式等発注案件」

(2) 参加申請書及び参加資格審査資料による提案書提出者の決定

当該プロポーザル方式による受託者選定手続きへの参加を希望する者は、次のとおり、参加申請書等を提出すること。

① 提出物

「7 (1) ①交付書類」のうち(エ)～(ク)を提出すること。

- ・(カ)、(キ)は業務委託特別共同企業体を結成する場合のみ提出すること。
- ・(キ)については交付書類を基に作成した協定書の写しを提出すること。
- ・(ク)については受注が確認できる契約書等(業務名、受託金額、発注機関、受託者、履行期間がわかるもの)を添付すること。※「(3) 委託事業者の決定」に記載の提案書の提出時に当該動画データを提出すること。(公開 URL でも可)
- ・記入に当たっては、「5 応募資格」を参照すること。

② 提出部数

正1部

③ 提出期間

令和5年8月31日(木)～令和5年9月14日(木)午後5時30分(必着)

(本庁開庁日 午前9時～午後5時30分(午後0時15分～午後1時を除く))

④ 提出方法

持参または送付により、下記「8 (2) 提出先、問い合わせ先」まで1部提出すること。(本庁開庁日 午前9時～午後5時30分(午後0時15分～午後1時を除く))

送付の場合は、提出物の配達状況を追跡・確認できる方法で送付し、提出期限までに必着すること。

⑤ 提案書の提出者決定・非決定通知日(予定)

令和5年9月15日(金)

(3) 委託事業者の決定

「7 (2) ⑤提案書の提出者決定・非決定通知日(予定)」において提案書提出者として本市より通知された者は、「ケ 提案書の作成について」に記載の内容を十分に確認した上で、次のとおり、提案書等の提出、プレゼンテーションを行うこと。

① 提出物

提案書(様式1～4、経費見積書)、提案競技課題資料、及び「ク 実績報告書」記載業務の動画のデータ(公開 URL でも可)を提出すること。

② 提出部数

提案書(様式1～4、経費見積書)、提案競技課題資料 各9部(正1部、写し5部、審査用3部)(クリップ止めとし、製本はしないこと)

※提案書(様式1～4、経費見積書)、提案競技課題資料、及び「ク 実績報告書」記載業務の動画のデータ(公開 URL でも可)の電子データ一式を保存した記録媒体(USB メモ

リーやDVD-ROM等データ容量に応じた最適なデータ格納媒体を選択)を併せて提出すること。

※提出する電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行うこと。使用したウイルスソフト並びにウイルスチェックの日付を記録媒体に記入すること。

※電子データについてはMicrosoft Office Word、Excel、PowerPointを使用して作成すること。これらによらない場合は、本市と協議の上使用ソフトを決定すること。

※審査用3部は、正の資料から提案書提出者が特定される情報(会社名等)を削除(黒塗りなどの加工を行ったもの)した資料とする。

### ③ 提出期間

令和5年9月19日(火)～10月6日(金)午後5時30分(必着)

(本庁開庁日 午前9時～午後5時30分(午後0時15分～午後1時を除く))

### ④ 提出場所

下記「8(2) 提出先、問い合わせ先」まで

### ⑤ プレゼンテーション

提出物(提案書、提案競技課題資料、実績報告書、経費見積書)をもとに、9ページ「(2) 審査項目及び配点」沿って、プレゼンテーションを行うこと。

(ア) 日 時 令和5年10月20日(金) ※開始時刻は別途通知

(予備日) 令和5年10月13日(金)

(イ) 場 所 計画調整局 第1会議室(大阪市役所本庁舎)

(ウ) 説明時間 1社あたりの時間は応募数により調整し、別途通知

### ⑥ 審査

提出物及びプレゼンテーションをもとに、提案内容の有効性・創造性、実施体制等、全体的な実施方針に対する提案(9ページ「(2) 審査項目及び配点」参照)を審査し、合計点が最も高い1者を選定する。ただし、審査の結果、すべての提案が要求水準である合計点数60点以上を満たさない場合は理由を明らかにし、委託事業者を選定しないことができる。

### ⑦ 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出物に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

### ⑧ 結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

#### (4) 本公募に関する質問等について

##### ① 質問について

###### ア 提出期間

- ・参加申請書及び参加資格審査資料に関する事項について

令和5年8月31日(木)～9月7日(木) 午後5時30分(必着)

(本庁開庁日 午前9時～午後5時30分(午後0時15分～午後1時を除く))

- ・提案書に関する事項について

令和5年9月19日(火)～9月25日(月) 午後5時30分(必着)

(本庁開庁日 午前9時～午後5時30分(午後0時15分～午後1時を除く))

###### イ 提出方法

書面、FAXまたはメールにより提出すること。メールによる提出の場合、件名「質問：令和5年度 大阪市都市プロモーション動画制作業務委託」とし、FAXかメールにて提出した際には電話にて担当まで着信確認を行うこと。

###### ウ 受付場所

下記「8(2) 提出先、問い合わせ先」

##### ② 回答について

- ・参加申請書及び参加資格審査資料に関する事項についての回答は、令和5年9月13日(水)に大阪市ホームページに掲載する。

掲載ページ：「産業・ビジネス」>「入札契約情報」>

「業務委託入札等情報(測量・建設コンサルタント等含む)」>

「プロポーザル方式等発注案件」>

「計画調整局 プロポーザル方式等発注案件」

- ・提案書に関する事項についての回答は、令和5年9月29日(金)に本市から提案書の提出を依頼したすべての者に、参加申請書「3 提出物に関する連絡先」記載のメールアドレス宛て送信する。

## 8 その他

### (1) 留意事項

- ① 参加申請書等及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- ② メール・FAXによる提出物の受付は行わない。
- ③ 参加申請書及び参加資格審査資料提出期間に参加申請者が現れなかった場合は、当該プロポーザル方式による受注者選定手続きを中止する。なお、1者のみの参加申請となった場合は受注者選定手続きを行うものとする。
- ④ 参加申請書を提出した者のうち、提案書の提出者として選定されなかった者は、通知した日の翌日から起算して5日(休日を含まない)以内に、書面(様式自由、A4判とする)にて非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、説明請求書面を下記まで持参するものとする。

<場 所> 参加申請書及び参加資格審査資料提出場所に同じ

<時 間> 午前9時～午後5時30分まで（午後0時15分～午後1時を除く）

- ⑤ 提案書の提出期間に提案者が現れなかった場合は、当該プロポーザル方式による受託者選定手続きを中止する。なお、1者のみの提案となった場合は受託者選定手続きを行うものとする。
- ⑥ 評価結果及び選定結果は、決定後速やかに本市ホームページに掲載し、選定されなかった者には、選定されなかった旨及び理由を通知する。この通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に、書面（様式自由、A4判とする）にて非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、説明請求書面を下記まで持参するものとする。

<場 所> 参加申請書及び参加資格審査資料提出場所に同じ

<時 間> 午前9時～午後5時30分まで（午後0時15分～午後1時を除く）

- ⑦ ④及び⑥の申出に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に、下記にて書面により行う。

<場 所> 参加申請書等提出場所に同じ

- ⑧ 提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は返却しない。また、提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は、本プロポーザル方式による受託者の選定以外の目的には使用しない。
- ⑨ 日程を変更する場合はその都度連絡する。
- ⑩ 提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は、本市情報公開請求の対象となる。
- ⑪ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ⑫ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- ⑬ 審査結果の通知後、契約締結までに提案書を提出した者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

## （2）提出先、問い合わせ先

場 所：〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市役所 本庁舎7階 計画調整局開発調整部開発計画課

担 当：藏本・横垣

T E L：06-6208-7827

F A X：06-6231-3751

メール：ea0009@city.osaka.lg.jp



## 【選定基準】

### (1) 選考方法

提出された資料、及び別途実施するプレゼンテーションについて、選定会議の委員が審査基準に基づき審査を行い、採点を行う。プレゼンテーションは10分～15分程度とし、参加事業者へ別途通知する。その採点結果をもとに、最も優れた事業者を契約相手方として決定する。

(主な提案内容)

- ① 本業務で制作予定動画の絵コンテ。
- ② 現在公開中のプロモーション動画「City of Osaka」に対する助言・改善点の提示。

### (2) 審査項目及び配点

評価項目	着眼点	配点
(1) 提案内容の有効性・創造性 (50点)	a) 本事業の目的・趣旨を正しく理解できているか	10
	b) 提案内容①において、民間事業者ならではのノウハウや手法が効果的に活かされ、創意工夫やアイデアなど特筆すべき提案内容となっているか	30
	c) 提案内容②において、民間事業者ならではのノウハウや手法が効果的に活かされ、創意工夫やアイデアなど特筆すべき提案内容となっているか	10
(2) 実施体制等 (40点)	a) 伝わる映像を作成するために必要な撮影・編集等の技術力を有しているか	20
	b) 事業者は、本事業を適切かつ円滑に管理運営できる能力を有しているか	10
	c) 官公庁・民間企業等において動画を使用したPR等を行った実績を有しているか	10
(3) その他 (10点)	a) 経費の積算根拠及び業務遂行のための工程の妥当性が確保されている ※金額自体は審査対象としない	10
合 計		100